

## 参 考 資 料 2

- 日本の人口の将来・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 年金制度の中での少子化対策について・・・・・・・・・・・・ 2

# 日本の人口の将来

—「夫婦出生力の低下」という新たな現象により少子化が一層進行—

## ○晩婚化による未婚率の上昇

・25～29歳の女性の未婚率

20.9% → 54.0%  
(昭和50年) (平成12年)

・50～54歳の未婚率

(昭和50年) (平成12年)  
男性 1.8% → 10.1%  
女性 3.8% → 5.3%

・平均初婚年齢(女性)の上昇

24.7歳 → 27.0歳  
(昭和50年) (平成12年)

## ○夫婦出生力の低下

・夫婦の完結出生児数の見通し  
(平成62年(2050年))

1.96人 → 1.72人  
(平成9年推計) (平成14年推計)

少  
子  
化  
が  
一  
層  
進  
行

平成62年(2050年)における  
合計特殊出生率の見通し

1.61 → 1.39  
(平成9年推計) (平成14年推計)

## 総人口の減少

・21世紀末には人口が半減  
1億2,693万人 → 1億59万人  
(2000年) (2050年)

※高齢化率 35.7%

※平成18年(2006年)をピークに  
総人口減少

・出生児数

120万人 → 67万人  
(2000年) (2050年)

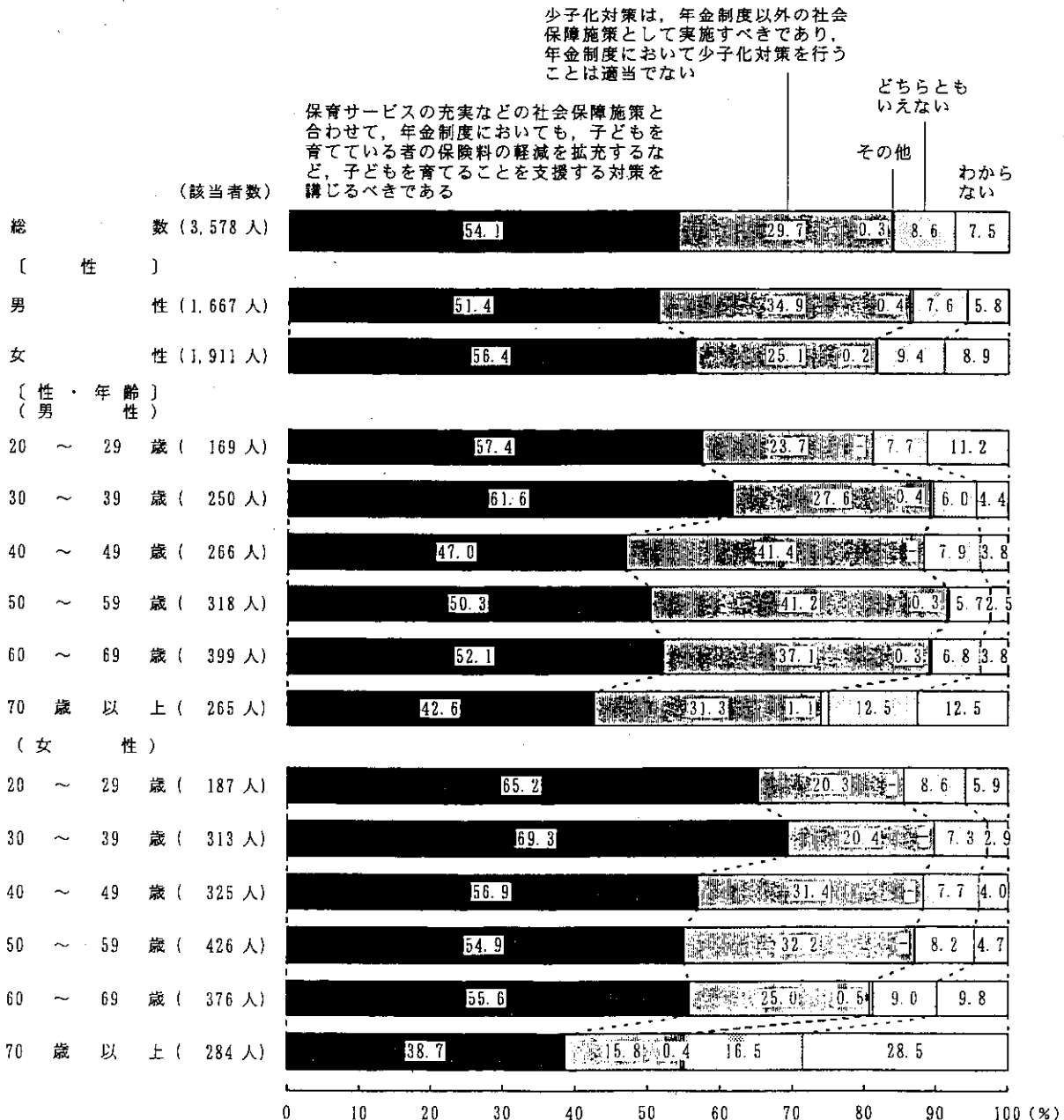
## 年金制度の中での少子化対策について

現在の公的年金制度は働いている世代全体で高齢者を支える仕組みを採っている。この年金制度において、制度の支え手となる次の世代の育成を支援することについて、考えに近いものはどれか

平成15年2月

- ・ 保育サービスの充実などの社会保障施策と合わせて、年金制度においても、子どもを育てている者の保険料の軽減を拡充するなど、子どもを育てることを支援する対策を講じるべきである 54.1%
- ・ 少子化対策は、年金制度以外の社会保障施策として実施すべきであり、年金制度において少子化対策を行うことは適当でない 29.7%

図18 年金制度の中での少子化対策について



(注) 「公的年金制度に関する世論調査」(平成15年4月内閣府)

## 次世代育成支援施策の在り方に関する研究会意見

子育て環境研究所  
代表 杉山 千佳

## ● 給付と財源について

子育てに関する給付のかなりの部分が保育に当てられているという現状は、バランスを欠いているのは否めない。

しかし、最初に問題にしたいのは、社会保障給付費に占める児童・家庭関係給付費の低さである。かつては「地域で子育て」をしていたため、高齢者も子育て（孫であったり近所の子であったり）の役割を担っていた。しかし、核家族の増加により、親だけで子育てを一手に担っている家庭が多い。そうした家族内の機能が変化した過程を見れば、社会保障給付費の組み換えを行う必要もあるのではないかと。

社会保障全体の見直しを行った後、すべての子育て家庭への「地域子育て支援」と「保育」のバランスを見るほうがよいと思う。

## ● 地域子育て支援について

現在は、「地域子育て支援」の必要性が認識されるようになり、必要と思われるサービスをとにかく始めてみようということで、幅広く（トライアル的に）行われているのが現状かと思われる。その作業を行う過程では、「地域再生」をにらむ必要があるのではないかと。「子育て」はどこまで「福祉」なのかという課題もある。税金で行う必要もないサービスもあると思われる。どこまでが「公助」で、どこまでが地域のお互い様による「共助」で、どこからが親自身の責任（「自助」）なのかを常に検証する必要があるだろう。こうした判断が地域でまちまちで行われるのは、混乱を招くおそれがあるので、一定程度の方向性は国として示す必要があるのではないかと。

## ● 保育について

「保育の合理化・効率化」が言われている。無駄は省いたほうがよいと思うが、では、どこを「合理化」できるのかについて考えてみる必要があるだろう。その際には、ヒト・モノ・カネ・情報等々、保育園にはどんな資源があるのか、一度分析・整理してみる必要があるのではないだろうか。保育園には子どもへの環境づくりや育ちの応援といった専門性とノウハウがある。それを生かしつつ、本来保育園の機能として残すべきはどこなのか、保育園外でも担えそうなものは何なのか等々検証していくのが望ましいのではないかと。また、働き方との連携も重要。育児休業をしっかりと1歳まで取れること、そして1歳児のクラスに入園できることが、一つの解決の手がかりになるのではないかと。

## ● 保育の財源について

年金制度から見ても、今後は女性も「社会の担い手」になることが必須である。また、子育て中の母親の潜在的な就労への希望は高い。彼女たちの高い能力を労働市場で生かすことは、今後の日本にとって重要な課題であろう。それに伴って今後ますます保育ニーズは高まっていくと予想されるが、果たしてすべて税に頼ってよいかは議論する必要があると思う。例えば、0歳児保育については、企業や組合側からの負担を求めるのも一つであろうし、時短が切れるタイミングで、学童保育などの財源を企業にも担ってもらうことも考えられる。

## 次世代育成支援施策の在り方に関する研究会（第2回）

## における主な意見

- ・ 契約制について、サービスに対する自治体の関与が薄まることに対する懸念があるのではないかというが、実際、現場において自治体はどのような関与をしているのか。保育の必要度の認定や障害児保育の確保等において市町村の関与は必要と思うが工夫によってはもっと柔軟な仕組みとできるのではないか。
- ・ 地方分権の流れの中で、児童福祉施策について、全て市町村の仕事だという意見を聞くが、諸外国の例を見ても必ずしもそうなっていないし、また、介護保険において、国・都道府県・市町村の関係が比較的整理されているのと比べると、不整合な感じがする。
- ・ 子育てしている親の立場からすると雇用保険、医療保険、市町村と給付の窓口が区々分かれていることが不都合ではないか。
- ・ 地域子育て支援といっても細分化されていてわかりにくい。また、母子保健は重要であり、これも含めて考えるべきではないか。
- ・ つどいの広場をはじめ、地域子育て支援を行う市町村数をみても数が少ないが、増えない理由は制度の問題か、意識の問題か。
- ・ 介護保険でも現金給付を行うべきか否かについて議論があったが、保育サービスを使わない人、特に低年齢児の場合には現金給付を行うということはあっても良いのではないか。こうした現金給付が地域での様々な育児サービスの創出につながっていくのではないか。
- ・ 北欧の在宅育児手当の趣旨が仮に育児の費用を国が全面的に負うというものなら日本において受け容れられるであろうか。また、保育所費用相当分となると、財政的規模も大きくなることに留意が必要だ。
- ・ 在宅育児手当については、保育所の利用者と非利用者の公平性の観点に加え、アンペ

イドワークを評価するという視点もあるのではないか。

- ・ 在宅育児手当は、女性の就労抑制につながるとの懸念もあるのではないか。
- ・ 地域子育て支援という観点から親子の居場所をたくさん作っていくことが求められているが、「びーのびーの」の例でも月会費3,000円ぐらいかかる。現金給付は、こうした地域のサービスの利用促進につながるのではないか。
- ・ 子どもに関して議論する際には、0歳・1～2歳・3歳以上というように区分をはっきりさせて議論していくことが必要ではないか。
- ・ ゼロ歳児保育に費用をかけるよりも、育児休業中には育児休業給付に国の負担で上乗せするなどといった方策があるのではないか。保育は旧厚生省、育児休業は旧労働省が担っていたが、統合のメリットを活かして総合的に考えるべき。
- ・ できるだけ育休を推進するという方向に持っていくべき。その場合、イギリスなど諸外国においてきちんと保障されているように、復帰の保障も担保すべき。復帰の保障がなされていないことと、保育所が入りにくいことが相俟って、育休取得者が復帰を急ぐ結果となっている。
- ・ 育休を推進する一方で、ゼロ歳児保育をなくしてしまうというのでは、親も安心できない。やはり必要な分はきちんと確保していくことが必要。その際、保育所以外にも保育ママのような家庭的保育が選択肢になり得るのではないか。
- ・ まずは、育児休業をきちんと取れるようにする、復職が保障されるということが大前提であり、そこをきちんとしておくことが肝要。こうした条件が整えばゼロ歳児保育より家庭で保育する方が良いと考える人が多いのではないか。
- ・ 育休の取得期間が短い背景には年度途中で保育に入りにくいという事情が大きく影響している。家庭的保育制度の活用など柔軟に対応する施策があっただけではないか。
- ・ 地域の子育て支援という目でみると、資料にあるもの以外でも、母子保健、児童委員、社協、幼稚園、NPO等が行う事業など多様であり、市町村レベルでこれらの情報を整理して住民にわかりやすい形で情報提供していくことが重要。そうした意味で、今年度より予算事業で行われている子育て支援コーディネーター事業は、期待できる施策。

- この研究会の意義はサービスやその利用方法、そして、その財源を一緒に議論できることにある。育児休業給付の費用は事業主が中心であるが、ゼロ歳児保育の費用は公費が中心であり、財源が異なるので、整合的に考えにくい。これらの財源はセットで考えていくべき。
- 子育て支援サービスの中には、母子保健、児童委員など既に、一般財源化されているものもある。こうした一般財源化されたものと、今回、議論の対象となっているものとをどう整理するのがよいのかについて議論が必要。
- 少子化対策の観点からは、乳幼児対策に議論を絞り、特に0歳児について重点的に議論するのが適当ではないか。
- 在宅育児手当は、フィンランドでは、すべての子育て家庭に対して保育を保障するという考え方に立ち、それを代替するものとして支給されている。女性がみな働くという国で育児もシャドーワークではなく労働だという考え方で生まれたものである。
- 0歳児については在宅養育に関する負担も大きく、また、保育所利用者との格差も大きいことから、在宅のケースについては手当があってもよいのではないか。1～2歳児の場合には、一時保育をはじめ様々な自己負担がかかり、公費が手厚く投入されている保育所と比べても差がある。その意味から経済的支援を考えるべきではないか。3歳児以上については、幼稚園等の施策もあり、そこまではしなくてもよいのではないか。
- 育休取得率の57.9%は、雇用継続する労働者についての数値であり、大部分が出産等を契機に辞めているのが実情。退職せずに済む職場環境の実現、男性を含めた働き方の是正が必要。また、病後児保育よりも本来は親が休めるようにするのが先決。従来、「保育」は延長保育にせよ、夜間保育にせよ、労働条件の悪い面を手当してしてきたという現実がある。
- 「保育に欠ける」という要件は、従来は、やむを得ず「保育に欠ける」こととなったということで社会福祉に位置づけられたが、現在は、親が選択的に働く結果「保育に欠ける」こととなる例が増えている。こうした変化の中で、この分野を今後とも「福祉」と位置づけ、児童福祉法の体系にとどめておくのが適当なのかどうか議論が必要ではないか。
- 認証保育所等の自治体が認めている保育施設については、認可保育所でカバーできていないニーズをカバーしているわけだから、現行の児童福祉法でも正当なものとして認

可とは別な形でも認めるべきではないか。

- ・ ゼロ歳児保育は、働いている人が利用しているわけだから、むしろ、その費用は事業主が負担するのが筋ではないか。
- ・ ゼロ歳児保育を整備すればする程、それを利用したい人が増えるということになる。北欧でも、そうした事態とならないよう、0歳児のうちには親が育てた方がよいとして0歳児保育を充実させていないと理解している。
- ・ 母親達をみていると、必ずしも就職したいということだけではなく、むしろ家庭にいると不安であり、孤独になりたくないということがあるのではないか。その意味で親達が育児を学ぶ、相互に助け合うといった場が必要ではないか。
- ・ イギリスでは保育所整備が遅れているが、プレイグループといった形態もある。日本では保育所というハードだけが突出して整備され、多様な展開を抑えてしまったきらいがある。また、保育所については、利用の形態にまだ措置的な部分が残っている。何でも行政がやるのではなく保育所の専門性を生かして保育の必要性の判定なども認可保育所が担うという方法もあり得るのではないか。
- ・ 保育所については、今後はもっと、利用者と事業者の自由度を高める必要があるが、一方で、保育所利用の実情を見ていると、保育所がモーニングコールをしてやっと子どもを送ってくる、迎えのとき酔っているなど、少なくない数の親がぎりぎり保育所の力を借りて子育てしている現状があり、この層に対して誰がかかわっていくのか、どういう仕組みがよいのかについて考える必要があるのではないだろうか。
- ・ 保育施策における市町村等の行政の役割は、費用負担と保育の必要性についての優先順位の判定であり、現行の利用者と市町村の契約という形は中途半端な制度である。むしろ、契約制に移行することにより困難事例のケースワークなど市町村がやるべきことをきちんとやっていくべき。
- ・ 行政窓口の担当者より、保育所の方が専門的機能を有している場合もあり、児童の複雑な問題に対応できる部分もあるのではないか。その意味で行政が責任を負いつつ、保育所への委託という形を含めて、こうした仕事の一部を任せていくことが考えられるのではないか。
- ・ 認可保育園を利用できる家庭は、公務員など比較的恵まれたケースであり、むしろ認



可外の利用を余儀なくされている家庭は、深夜働かなければならない等、福祉的な見地からは支援を必要とするケースが多い。その意味で、真に保育のニーズのある人が認可外施設を利用し、公費の恩恵に浴しないのは不公平。また、育児休業を取得できるのも現実には恵まれた運の良いケースである。育児手当は、こうした不公平を解消のためにも意義があるのではないか。

- ・ 保育所に直接契約を導入するのは、一般論としては賛成だが、実際に難しい点は、過疎地では施設が閉鎖されていることと、直接契約にすると公営から民営への移行が進まなくなることはないか。